新潟県学校の教育活動に伴う農村ホームステイ受入に係る衛生管理等取扱要綱

平成15年11月１日　制定

第１　目　的

地方公共団体等が、農山漁村に所在する家庭に、学校の教育活動に伴う農村ホームステイを受け入れ、農山漁村生活体験を提供することについて、届出、施設の衛生管理及び食品の取扱方法等を定め、施設及び食品の安全確保を図ることを目的とする。

第２　定　義

１　地方公共団体等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)　地方公共団体、地方公共団体が主たる構成員となっている団体、地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の過半を拠出している法人で、地域振興又は農林漁業振興を目的としているもの

(2)　地方公共団体が関与して定めた地域振興又は農林漁業振興に関する方針・計画等に沿って農山漁村生活体験を提供する団体

２　学校とは、学校教育法に基づく学校、専修学校及び各種学校をいう。

３　学校の教育活動に伴う農村ホームステイ受入とは、営利を目的とせず、学校の生徒、学生等の滞在を区域内の農山漁村に所在する家庭に短期間受け入れ、学校の教育活動の一環として行われる農山漁村生活体験を提供するものであって、次の要件を満たすものをいう。

(1)　地方公共団体等が受入の主体となって、学校のために受入家庭が提供する施設、生活体験等を手配するものであって、受入を行う家庭が主体となり得るものではないこと。

(2)　受入家庭においては、作業、食事、団らん等生活体験の機会を提供するものであること。

(3)　受入主体たる地方公共団体等が、受入家庭を監督下に置く仕組みとなっていること。

第３　対象とする提供行為の範囲

１　農山漁村生活体験のための滞在等の提供に関する行為

２　農山漁村生活体験のための食事等の提供に関する行為

第４　受入家庭の施設設備

１　滞在に供する室、浴室、洗面所、便所等

新潟県旅館業法施行条例（昭和45年条例第51号。以下「旅館条例」という。）第10条の農林漁業体験民宿業を営む施設の基準に準じて措置するよう努めること。

２　食品の提供に係る施設

「新潟県季節又は臨時食品営業の取扱要綱」（平成５年４月15日付け環衛第63号新潟県環境保健部長通知）第３の臨時営業の基準に準じて措置するよう努めること。

第５　衛生管理・食品取扱責任者の設置

受入主体たる地方公共団体等は、衛生管理・食品取扱責任者を定め、施設の衛生管理及び食品衛生に関する指導、監督を行わせること。

第６　受入家庭の衛生管理

受入家庭における衛生管理上の留意事項は次のとおりとする。

１　施設及びその周辺、設備、器具等は清潔に保つ。

２　１回の受入における１受入家庭あたりの受入人員は、おおむね５人以内とする。

３　食品の調理、製造又は提供にあたっては衛生的に取り扱う。

４　原材料、製品等の運搬及び保管にあたっては適正な温度に保つ。

５　食品の調理又は製造に直接従事する者には、年に１回以上検便を受けさせる。

６　食品の調理、製造又は提供に直接従事する者には、清潔な衣服を着用させる。

７　食品の調理、製造又は提供に直接従事する者には、爪を短く切らせ、作業前、用便後等は手指の洗浄及び消毒を行わせる。

８　廃棄物の処理は適正に行う。

９　上記以外に管理運営上留意すべき事項は、旅館条例第４条の衛生措置の基準及び新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例（平成11年条例第53号）第２条の管理運営の基準に準ずる。

第７　届出

受入主体たる地方公共団体等は、学校の教育活動に伴う農村ホームステイ受入を行う地域を管轄する健康福祉環境事務所長、健康福祉事務所長又は地域振興局長（以下「事務所長等」という。）に、別記様式により、毎年３月31日までに１年間の計画書及び受入世帯の一覧を届け出ること。また、当該届出内容に変更又は追加（受入家庭の一覧に係る変更を除く）があったときは、その都度、その旨を届け出ること。

第８　衛生講習会

衛生管理・食品取扱責任者は、原則として１年に１回以上、受入家庭の全部を対象として事務所等の職員を講師として講習会を実施すること。

講習内容は次によること。

講　習　内　容	講習時間
・　学校の教育活動に伴う農村ホームステイ受入に係る施設、設備、器具等の衛生的管理及び寝具等の衛生的取扱について ・　学校の教育活動に伴う農村ホームステイ受入に係る食品提供の取扱について ・　食中毒予防について	９０分

（別記様式１）

年度学校の教育活動に伴う農村ホームステイ受入実施届

年　　月　　日

健康福祉環境事務所長
健 康 福 祉 事 務 所 長　　様
地 域 振 興 局 長

届出者　住　　所
団　体　名
役職及び氏名

学校の生徒等を受け入れ、農山漁村生活体験を提供しますので、「新潟県学校の教育活動に伴う農村ホームステイ受入に係る衛生管理等取扱要綱」第５の規定より届出します。

１　受入を行う世帯が所在する市町村名

２　受入事業の名称

３　受入実施期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
（年間計画表は別紙のとおり）

４　衛生管理・食品取扱責任者氏名
（栄養士・調理師等の資格がある場合はその資格名）

５　衛生講習会実施回数　　回
（年間計画表は別紙のとおり）

６　添付書類
(1)　受入家庭名簿（代表者名、住所、電話番号、食品取扱従事者の状況）
(2)　パンフレット等参考資料

別紙

学校の教育活動に伴う農村ホームステイ受入　年間計画

1　受入計画

	受入期間	学校名	人数	受　入 家庭数
1	月　　日から　　月　　日まで			
2	月　　日から　　月　　日まで			
3	月　　日から　　月　　日まで			
4	月　　日から　　月　　日まで			
5	月　　日から　　月　　日まで			
6	月　　日から　　月　　日まで			
7	月　　日から　　月　　日まで			
8	月　　日から　　月　　日まで			
9	月　　日から　　月　　日まで			
10	月　　日から　　月　　日まで			
	月　　日から　　月　　日まで			

2　衛生講習会実施計画

	実施年月日	会　　場	保健所職員 招聘の有無
1	年　　月　　日		有　・　無
2	年　　月　　日		有　・　無
3	年　　月　　日		有　・　無
4	年　　月　　日		有　・　無
5	年　　月　　日		有　・　無
	年　　月　　日		有　・　無

別紙

受入家庭名簿

	代表者名	所在地	電話番号	食品取扱従事者（検便の実施状況・予定年月日）	
1				（　　）	（　　）
2				（　　）	（　　）
3				（　　）	（　　）
4				（　　）	（　　）
5				（　　）	（　　）
6				（　　）	（　　）
7				（　　）	（　　）
8				（　　）	（　　）
9				（　　）	（　　）
10				（　　）	（　　）
11				（　　）	（　　）
12				（　　）	（　　）
13				（　　）	（　　）
14				（　　）	（　　）
15				（　　）	（　　）
16				（　　）	（　　）
17				（　　）	（　　）
18				（　　）	（　　）
19				（　　）	（　　）
20				（　　）	（　　）

（別記様式２）

学校の教育活動に伴う農村ホームステイ受入変更届

年　　月　　日

健康福祉環境事務所長
健康福祉事務所長　　様
地域振興局長

届出者　住　　所
団　体　名
役職及び氏名

年　　月　　日に届出した　　年度学校の教育活動に伴う農村ホームステイ受入実施届に係る（変更事項）を次のとおり変更しましたので、「新潟県学校の教育活動に伴う農村ホームステイ受入に係る衛生管理等取扱要綱」第５の規定より届出します。

１　受入事業の名称

２　変更の年月日

３　変更の内容
（旧）
（新）